

薬生食輸発1217第2号
令和3年12月17日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(アルゼンチン産はちみつのグリホサート並びに水産食品のゲンチアナバイオレット
並びに野菜、果実、穀類、豆類及び種実類の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年
12月16日付け薬生食輸発1216第1号)に基づき実施しているところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正さ
れ、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表第2及
び別表第3からアルゼンチン産はちみつのグリホサートの項を削除する。

また、ゲンチアナバイオレットについて食品において不検出とされる農薬等の成分で
ある物質として規定され、2, 4-Dについて名称が2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
に変更されることから、同通知の別表第7及び別表第8を下記のとおり改正するので、
御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、アルゼンチン産はちみつのグリホサートについて、これまでに当該検査項目の
みをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置
完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知
し、当該基準の改正内容について説明するようお願いする。

記

1. 別表第7中、

No.	検査項目	畜水産食品及びその加工品						
		牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
31	クリスタルバイオレット							

を削除し、

No.	検査項目	畜水産食品及びその加工品						
		牛	豚	その他の 獣畜肉	鶏	その他の 家きん	蜂に由来 するもの	水産食品
40	ゲンチアナ イソレット							

を追加する。

2 . 別表第 8 中、

No.	検査項目	畜水農産食品及びその加工品					
		野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
3	2,4-D						

を削除し、

No.	検査項目	畜水農産食品及びその加工品					
		野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
5	2,4-ジ`カロフェノ キ酢酸	—					

を追加する。